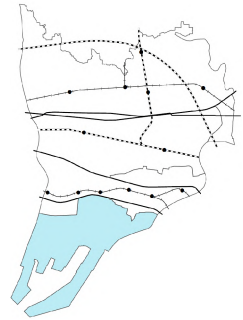


(1) 地域の概況

臨海地域は、瀬戸内海運を利用できる立地から、明治以降、多くの重化学工業中心の企業が立地し、阪神工業地帯の一翼を担う工業地が形成されました。その後、主力であった鉄鋼・金属などの基礎素材型業種などの移転、集約の流れにより、工場跡地や低・未利用地が発生しましたが、現在は、運輸・流通施設への土地利用転換のほか、臨海西部土地区画整理事業による新たな企業の立地が進んでいます。

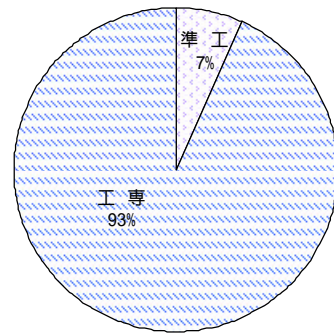
また、本地域は、埋立地という性質から、地下水汲み上げによる地盤沈下や台風、高潮による浸水被害が度々あり、工業用水道や防潮堤の整備、土地区画整理事業による地盤のかさ上げにより対応をしてきました。



土地利用現況図
(平成25年(2013年)1月現在)



用途地域面積割合



臨海地域

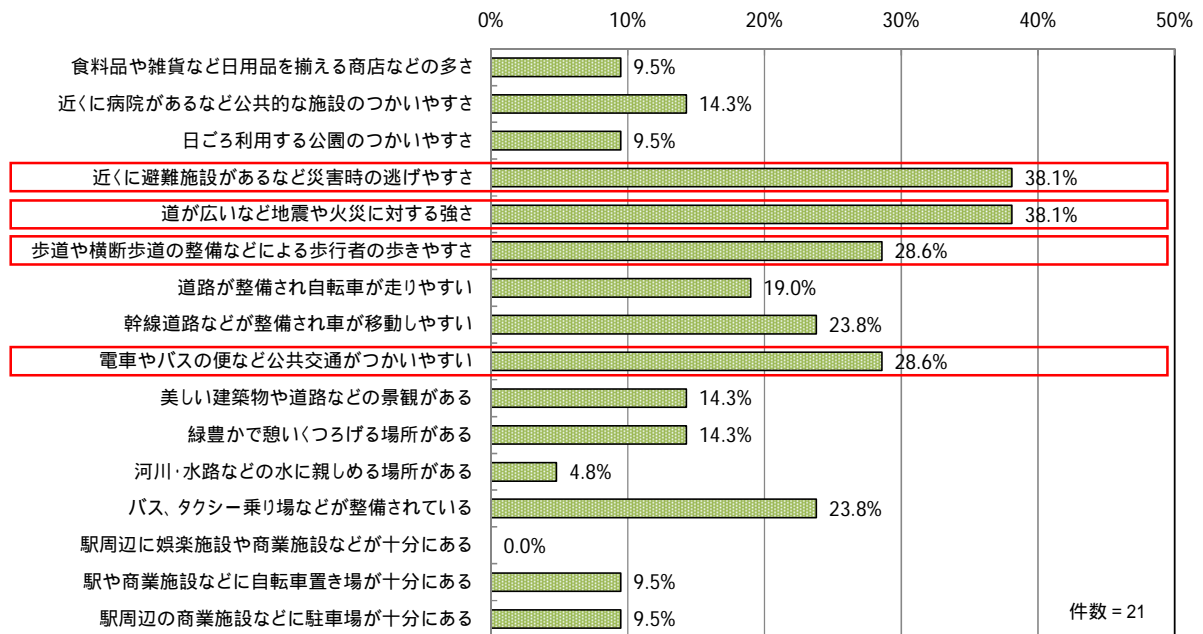


< 地域の声 >

事業者アンケートの結果をみると、今後特に力を入れるべき項目として「近くに避難施設があるなど災害時の逃げやすさ」、「道が広いなど地震や火災に対する強さ」、「歩道や横断歩道の整備などによる歩行者の歩きやすさ」、「電車やバスの便など公共交通がつかいやすい」が上位に挙げられています。

他の地域と比較して「災害時の逃げやすさ」、「地震や火災に対する強さ」が多く、東日本大震災の記憶もまだ新しい上、近い将来に発生が予想されている南海トラフ巨大地震による津波被害などへの意識が高いことが特徴的で、臨海地域である当地区の性格が表れています。

今後特に力を入れる項目（5 つまで選択）



< 地域で行われている市民・事業者の活動 >



本地域では平成 14 年(2002 年)に兵庫県が「尼崎 21 世紀の森構想」を策定し、同年に「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」が設立され、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマに、構想の実現に向けて、市民、企業、各種団体、行政などあらゆる主体の参画と協働によるまちづくり、森づくり、産業おこしとその情報発信など各種事業を推進しています。

尼崎 21 世紀の森づくり協議会



(2) まちづくりの方針

各方針の文頭に記載しているマークは、取組の主体を示しています。

-  行政が主体で市民・事業者から意見を聴くなど協働で取り組む
-  市民・事業者と行政が役割分担しながら協働で取り組む

土地利用

【 まちづくりの現況と課題 】

工業地に特化した土地利用

- ・ 当地域は、平成 14 年(2002 年)に廃止された「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」による工場等制限区域の除外区域として工業地に特化した土地利用を促進してきました。

臨海西部地域などにおける土地利用誘導

- ・ 阪神高速5号湾岸線の開通や臨海西部での土地区画整理事業などにより、次世代型の工場や運輸・流通施設の立地が進展しています。
- ・ 地区計画により、「臨海地域の活性化を先導する拠点」として土地利用誘導を図っています。

健康増進施設（尼崎スポーツの森）



操業環境の保全

- ・ 初島地区は、準工業地域ですが工業地としての利用が多いことから「工業保全ゾーン」に位置づけ、住宅の建設を抑制し、操業環境の保全に取り組んでいます。

工業専用地域内の住宅地

- ・ 西向島町、丸島町には、工業専用地域の指定以前から一団の住宅地が存在しています。

船出地区の公有水面埋立事業

- ・ 船出地区では、「大阪湾フェニックス計画」に基づき公有水面埋立事業が進められており、竣功した区域から順次市街化区域に編入し、新たな土地利用が進んでいます。


公有水面埋立事業（船出地区）




【 方 針 】

土地の有効利用と地域の活性化を図るため、「尼崎 21 世紀の森構想」などに沿った、適切な土地利用を誘導します。

1) 複合的な土地利用の導入

-  尼崎臨海西部拠点地区は、生産機能が継続する周辺地区との調和を保ちながら、ウォーターフロントの立地特性を活かした防災、福祉などにも配慮した健康、文化、産業、交流などの多様な機能を備えた複合的な土地利用の導入を図ります。

2) 操業環境の維持・保全

-  生産機能の高度化と連携した港湾機能の高度化、複合化などを図るため、都市開発用地、緑地、港湾関連用地など適切な土地利用を誘導します。

- ④ 「工業保全ゾーン」である北初島町、南初島町、東初島町は、周辺環境との調和を図りつつ、良好な操業環境の維持・保全を図ります。
 - ④ 工業の利便の増進を図るため、良好な操業環境を維持・保全するとともに、高付加価値化への転換など、工業の都市型化を図り、安全で快適な工業地を形成します。
 - ④ 蓬川以西への産業廃棄物処理施設の立地については、周辺への影響が少ない施設のみ立地を認めます。
- 3) 既存住宅地の対応
- ④ 丸島町、西向島町にある一団の住宅地については、居住実態や需要を考慮し、住環境と操業環境相互への配慮を前提に、今後も既存住宅の建替を許容します。

都市交通

【まちづくりの現況と課題】

道路ネットワーク

- ・ 臨海東部地域では、五合橋線や杭瀬初島線などの既存道路の幅員が十分でないなど、内陸部との連携やフェニックス埋立地への連絡機能が不十分です。
- ・ 特に、臨海地域を東西に連絡する道路がないことから、道路ネットワークの強化が必要です。
- ・ 臨海西部地域では、尼崎宝塚線の計画幅員が確保されていません。
- ・ 「尼崎西宮芦屋港港湾計画」に基づき、臨海部の道路ネットワーク強化のため、臨港道路を整備しています。

幹線道路（臨海幹線）



橋梁の老朽化

- ・ 橋長が 15m 以上の主な道路橋は 7 橋あり、そのうち建設後 50 年を経過する橋梁は平成 25 年（2013 年）現在 1 橋で約 14%ですが、今後、急速に増加が見込まれます。

歩行者・自転車交通空間

- ・ 歩行者と自転車が安全で快適に通行できるように通行環境の改善が課題となっています。
- ・ 段差解消や歩道幅員の確保、勾配などに配慮するなど、ユニバーサルデザインに対応した歩行者空間を整備する必要があります。
- ・ 阪神尼崎駅と尼崎スポーツの森を結ぶ「尼っこりんリン・ロード」は、道路、運河など多様な既存ストックを活用した自転車道で、尼崎の森中央緑地への自転車でのアクセス性を高めています。

尼っこりんリン・ロード



バス交通

- ・ 臨海部においては、立地する工場や事業所への通勤の足として、今後ともバス交通の維持及び利便性の向上が求められています。

【 方 針 】

1) 道路ネットワークの強化

- ④ 臨海東部地域では、内陸部やフェニックス埋立地、大阪湾ベイエリア各地との連携を図るため、五合橋線と尼崎伊丹線との接続、五合橋線の拡幅整備など、道路ネットワークの強化を検討します。
- ④ 臨海部における道路網の強化を図るため、将来の交通需要、必要な交通機能、土地利用や地形などの地域特性を考慮し、臨港線の五合橋線までの延伸など、長期的な展望に立った道路ネットワークを検討します。
- ④ 内陸部との連携強化や臨海部の多様な土地利用に対応するため、尼崎宝塚線の事業中区間の早期整備を進めます。

2) 橋梁の長寿命化

- ④ 今後増大が見込まれる橋梁の修繕、架替えなどに対応するため、計画的な補修を行うとともに、落橋防止対策などの耐震性の向上を図ります。

3) 歩行者・自転車交通空間

- ④ 歩行者と自転車が安全で快適に通行できるように、通行環境の改善を検討します。
- ④ 歩道の段差解消などを図り、安全で快適な歩行者空間を整備します。
- ④ 「尼崎 21 世紀の森構想」をより身近に感じられるよう、「尼っこりんリン・ロード」の更なる延伸を検討します。

4) バス交通サービスの確保

- ④ 臨海部においても、今後のバス交通の需要を踏まえ、バス交通サービスの確保に努めます。

都市環境

【 まちづくりの現況と課題 】

臨海地域の環境創造の取組

- ・ 臨海地域の魅力や活力の再生に向けて、「21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画」や「尼崎 21 世紀の森構想」に基づき、水と緑の豊かな自然環境の創出を進め、人々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらす自然と人が共生する環境創造のまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 尼崎の森中央緑地では、苗木の育成や植樹など市民・事業者とともに水と緑の豊かな自然環境の創出に取り組んでいます。

尼崎の森中央緑地



水辺空間の整備・活用

- ・ 当地域は海、河川、運河があり、豊かな水辺環境を持っていますが、大規模な工場が立地し閉鎖的な護岸に囲まれているなど、景観形成への活用や親水空間としての活用が困難な場所もあります。

下水道施設

- ・ 東部浄化センター、武庫川下流浄化センター、大庄中継ポンプ場や管きよなどの下水道施設は、年数の経過による劣化に対応する必要があります。

港湾用地の整備

- ・ 船出地区において、船舶の大型化、大規模地震発生時の救援物資などの海上輸送の確保などに向けて、国際物流ターミナルの整備を進め、平成23年(2011年)に耐震強化岸壁が完成しました。
- ・ 公共埠頭、緑地、工業用地などの区分を設け、港湾の管理運営のために東海岸町地区ほか計5地区の臨港地区を定めています。

ごみ焼却施設

- ・ 大高洲町、東海岸町でごみ焼却場2カ所、資源リサイクルセンター1カ所が稼動しています。

【 方 針 】

1) 臨海地域の環境創造

- ⑤ 市民・事業者・行政の参画と協働により、工場緑化の推進などによる「都市の森」、多様な生物の生命を育む自然生態系を創造する「環境創造の森」の導入を進め、水辺と緑のネットワークの充実を図ります。
- ⑥ 尼崎臨海西部拠点地区は、生産機能が継続する周辺地区との調和を保ちながら、秩序ある都市環境の形成、水辺の特性を活かした親水空間の整備、尼崎の森中央緑地の整備を引き続き進め、自然環境との共生に配慮した空間形成に努めます。
- ⑥ フェニックス埋立地や丸島地区の先端部は、自然生態保全育成の森やスポーツ・レクリエーションの場を形成します。

2) 親水空間のネットワーク形成

- ⑤ 臨海地域の環境改善と、地区の特性を活かした景観の形成を図るため、北堀・西堀運河などの水際において、工場緑化、散策路の整備、親水性のある護岸整備、快適で美しい修景整備などを行い、市民に開放された親水空間のネットワーク形成を促進します。

3) 下水道施設の計画的な更新

- ⑥ ポンプ場など下水道施設の計画的な更新を検討します。

4) 港湾用地の適正管理

- ⑥ 公共埠頭などの港湾施設については臨港地区を定めるほか、港湾管理者である兵庫県が定める分区条例に基づき分区を指定し、港湾関連用地の適正な管理運営を図ります。

5) ごみ焼却施設の更新など

- ⑥ ごみ焼却施設の老朽化に伴う施設の更新及び処理機能の向上については、環境に配慮し、計画的に実施します。

6) 再生可能エネルギーの利用促進

- ⑥ フェニックス埋立地では、メガソーラーの導入を図り、再生可能エネルギーの利用を促進します。

都市景観

【まちづくりの現況と課題】

工業地における景観配慮の取組

- ・ 外観デザインや緑化などに配慮し、工業景観と街路樹などが調和したうるおいのある景観を形成しています。

地域主体のルールづくり

- ・ 尼崎臨海西部拠点地区では、周辺の水と緑に調和した景観の誘導に取り組んでいます。

【方針】

1) 工業地

- ① 企業イメージアップにつながる外観デザインや緑化を図り、産業都市尼崎のイメージリーダーとなる工業景観を形成します。また、市民を呼び込み運河や港と親しむことができるような景観をつくります。

2) 幹線道路等沿道など

- ② 尼崎宝塚線、運河、臨港道路等の沿道などでは、景観誘導の重点化を図り、建築物や街路樹などが調和したうるおいのある景観を形成します。

3) 事業者主体のルールづくり

- ③ 尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域では、事業者の取組により定められた景観形成のルールにより、地区の特性に応じた都市美誘導を図ります。

洗練された外観の大規模流通施設



水と緑の調和した景観



都市防災

【まちづくりの現況と課題】

地域防災機能

- ・ 埋立地として造成された本地域は内陸部に比べて地盤が軟弱なため、地震の際は液状化の被害が想定されます。
- ・ 石油や高圧ガスなどの危険物を貯蔵し取り扱う工場が多数立地しており、出火、爆発、漏えいなどによる大規模災害の危険性が高くなっています。

水害対策

- ・ 防潮堤や閘門などの海岸保全施設は、主に高潮対策により整備が進められていますが、今後津波対策としても機能強化を図る必要があります。

【 方 針 】

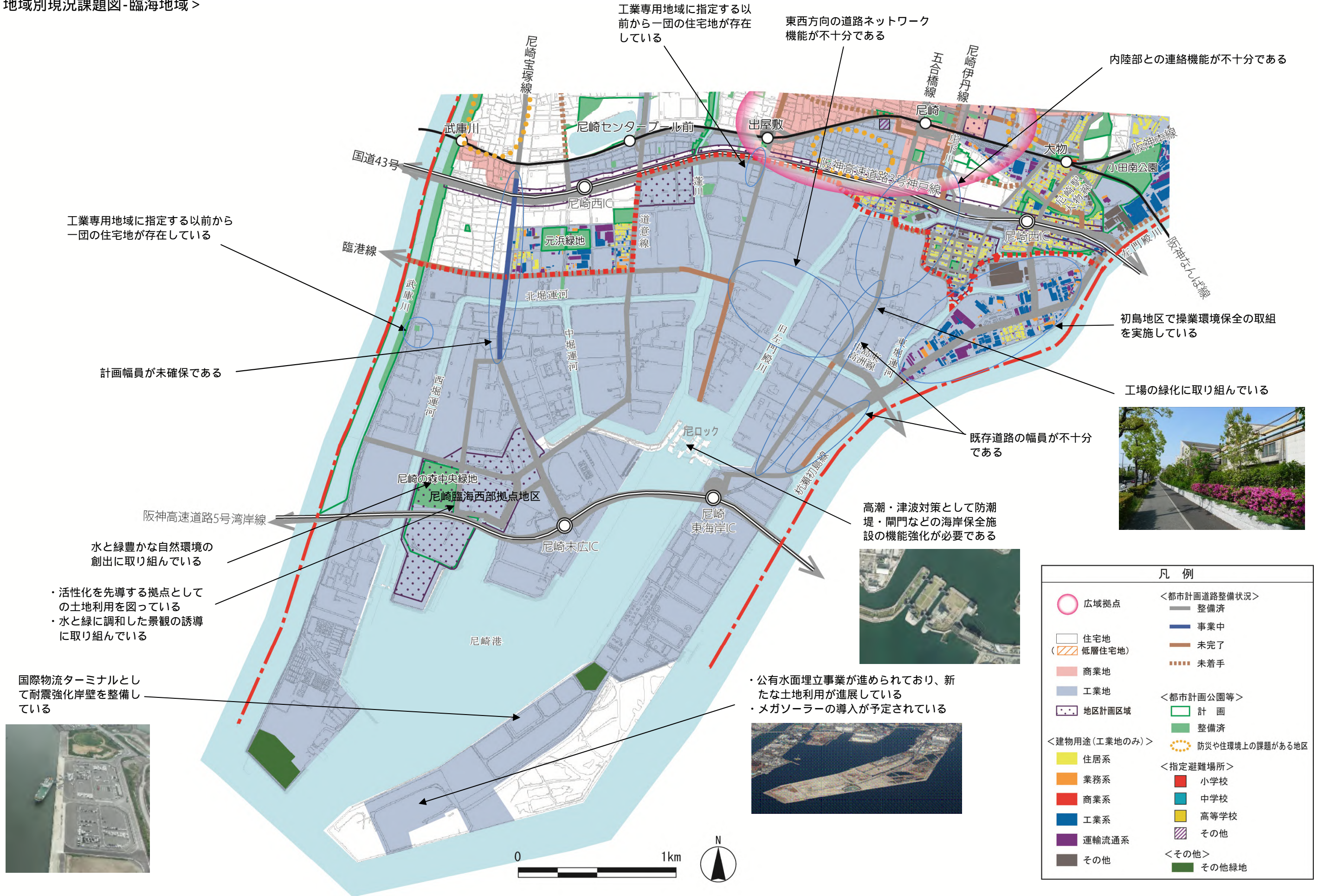
1) 地域防災機能の強化

- ④ 危険物災害の予防と拡大防止、被害の軽減などを促進します。
- ④ 災害時の避難、輸送活動を確保するため、主要な港湾施設、幹線道路については、耐震性の確保に努めます。
- ④ 津波の一時避難場所の指定を進めます。

2) 水害対策の強化

- ④ 防潮堤や閘門などの海岸保全施設については、高潮や津波などの水害に備えて関係機関と連携を図り、必要な機能強化を促進します。

< 地域別現況課題図-臨海地域 >



凡例	
	広域拠点
	住宅地
	低層住宅地
	商業地
	工業地
	地区計画区域
<建物用途(工業地のみ)>	
	住居系
	業務系
	商業系
	工業系
	運輸流通系
	その他
<都市計画道路整備状況>	
	整備済
	事業中
	未完了
	未着手
<都市計画公園等>	
	計画
	整備済
	防災や住環境上の課題がある地区
<指定避難場所>	
	小学校
	中学校
	高等学校
	その他
<その他>	
	その他緑地

< 地域別方針図-臨海地域 >



凡 例		
<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅地 (低層住居専用) 住宅地 商業・業務地 近隣型商業地 沿道型複合地 工業安全ゾーン 大規模工場立地ゾーン 住工複合地 臨海工業地 地区計画区域 特別用途地区 	<p><安全で快適に移動できる都市計画道路網></p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済区間 事業中区間 早期事業化を図る区間 未整備区間 今後計画を検討する区間 <p>計画的な整備を図る公園・緑地</p> <p>整備済の公園・緑地</p> <p>下水道施設 (P) ポンプ場</p> <p>資源リサイクルセンター</p> <p>ゴミ焼却炉</p> <p>火葬場</p> <p>市場</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域拠点 地域の防災拠点 防災性の向上を検討する密集市街地 <p><指定避難場所></p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校 高等学校 その他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の適切な機能更新を図る臨港地区 臨港道路 環境創造に取り組む臨海地域 港湾緑地 運河再生プロジェクトの対象運河